

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会

共済小委員会（第12回）

議事録

平成30年11月26日（月）

中小企業庁

事業環境部企画課経営安定対策室

経営支援部小規模企業振興課

日時：平成30年11月26日（月）14時00分～15時20分

場所：経済産業省別館2階238会議室

○佐藤経営安定対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第12回共済小委員会」を開催いたします。

本日は、年末のお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本会合の事務局を務めます、中小企業庁の佐藤と申します。よろしく申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、事業環境部長の木村より、御挨拶を申し上げます。

○木村事業環境部長 皆様、お疲れさまでございます。

大変年末差し迫ったお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

きょうの共済小委員会では、小規模企業共済と倒産防止共済にまつわります、さまざまな課題を御審議いただくということでお願いをしているところでございます。

私、ちょっと他用がございまして、途中で中座をさせていただきますけれども、どうぞ、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日は、何とぞ、よろしくお願いいたします。

○佐藤経営安定対策室長 本日は、14名の委員に御出席いただいております。

加々美委員、柏木委員、鹿住委員、平川委員におかれましては、所用のため御欠席となっておりますが、審議会規定によりまして、過半数の出席を満たしております。

なお、本日の議事内容は、資料とともに公開となっております。

それでは、資料を確認させていただきます。

お手元のiPadの中に、議事次第、委員名簿、資料が1から4。

1と2は、小規模共済関係でございます。

3と4は、倒産防止共済関係でございます。

不都合がございましたら、事務局までお伝えください。

なお、本日の議事の進め方でございますけれども、事務局の都合によりまして、順番を入れかえて、議題の3と4、倒産防止共済を先に御審議いただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行を山本委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○山本委員長 皆さん、こんにちは。

本日も、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、本日の議題に入りたいと思います。

本日の議題につきましては、お手元の議事次第にありますとおり「（1）小規模企業共済制度の現状について」。

「（2）小規模企業共済制度における当面の課題と今後の対応について」。

「（３）中小企業倒産防止共済制度の現状について」。

「（４）中小企業倒産防止共済制度における当面の課題と今後の対応について」ということで、両共済制度のそれぞれについて、現状を御報告いただき、その後、当面の課題、今後の対応について御審議をいただくということになっております。

今、事務局から御説明がありましたとおり、ちょっと議事の順番を入れかえまして、中小企業倒産防止共済制度のほうから御審議をお願いするということでございます。

そこで、まず、報告事項ですが「（３）中小企業倒産防止共済制度の現状について」。

それから、審議事項である「（４）中小企業倒産防止共済制度における当面の課題と今後の対応について」につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○佐藤経営安定対策室長 資料３と資料４を通して御説明いたします。

まず、資料３をごらんください。

１枚めくっていただきまして、制度の概要でございます。

倒産防止共済事業でございますけれども、取引先が倒産して、売掛金債権の回収が困難となった場合、連鎖倒産を防止する観点から積み立てた掛金の10倍を上限として無担保・無保証人で貸し付ける、こういう制度になってございます。

また、掛金は、損金算入等の税制上のメリットがあり、また、急に手元資金が必要になったときに、掛金の範囲内で一時貸し付けを受けることが可能な制度となっております。

一方、倒産時の貸し付け時には、貸し付け額の10分の1を掛金から控除するという制度でございます。

また、本年度、法改正を行いまして、電子記録債権の取引停止処分、これを共済事由に追加したところでございます。

次のページでございます。

これは、加入・在籍状況でございますが、緑の線が在籍件数でございます。

平成23年の法改正、このときには、積立金の限度額を引き上げたわけですが、月額8万円から20万円に引き上げてございます。

以降、新規加入件数、これは、ピンクの棒なのですが、それが急増してございます。

足元の新規加入は5万件、在籍者の大体1割を超えるようなペースで増えてございます。

一方、脱退者は2万件となっております。

次のページでございます。

これは、月額掛金の実績でございますが、左のグラフです。足元の新規加入者のうち、月額掛金が20万円の加入者が半数を超えております。

次のページでございます。

これも繰り返しになるのですが、一番上の白いところが20万円の層なのですが、その件数が急激にふえてきておるということでございます。

次のページでございます。

業種ですけれども、建設業、製造業、不動産業、小売業が多数を占めておりまして、そ

の傾向は例年どおりでございます。

次のページでございます。

共済金の貸し付け実績でございますが、緑の線が倒産件数でございますが、緩やかな景気回復を受けて、減少傾向でございます。

これに伴いまして、新規貸し付けも減少しております。これは、ピンクのところ、非常に小さくなっているのですが、29年度の実績は、39億円となっております。

次のページでございます。

一時貸付金でございます。

これは、先ほど申し上げた、急にお金が必要になって掛金を解約しなければならないと、こういったことのないように貸し付けを行っている制度でございますが、こちらは増えております。近年一貫して増加傾向でございます。

直近ですと、在籍者の4%ぐらいは、毎年活用していただいております。

貸し付け条件でございますが、1年間の一括償還、金利は事務手数料相当ということで、年0.9%です。これは、機構がもうかるような仕組みにはなっておりません。

次のページでございますが、29年度決算です。

倒産防止共済は、下の左側が、共済掛金を扱う基金経理、右側が、いわゆるバックオフィスを担う業務等経理、この2つの経理からでき上がっております。

29年度決算の概要でございますが、先ほど申し上げましたように、加入者が非常に勢いで増加しているということで、積立金が増えているわけですけれども、同時に事務費用もふえてございます。

一方、資金運用の環境が非常に低迷しておりまして、こうしたことによってバックオフィスである業務等経理の収支が厳しくなっております。これは、この後の資料で御説明いたします。

概要は簡単でございますが、以上のとおりです。

続きまして、資料4です。

課題と今後の対応についての御説明をさせていただきます。

2ページ目ですけれども、本日、御審議いただきたいことにつきまして御説明いたします。

倒産防止共済の運営費用ですけれども、これまでは、国からの交付金あるいは運用益あるいは基金の取り崩しと、こういった形で賄われてきたわけですけれども、近年の運用利回りの低下あるいは後ほど御説明しますけれども、基金の取り崩しが度重なった結果、非常に財源が減少しております。

こうした中、平成27年に財務省より、平成31年度、来年度以降ですけれども、運営費用は収入をもって支弁すること、いわゆる自収自弁をするよう指摘を受けてございます。

これを受けまして、平成28年の4月ですが、この審議会の御審議を経て、基金経理から業務等経理への繰り入れを行うと、この手続を整備したところでございます。

本日は、以下の3つの事項につきまして御審議いただきたいと考えております。

1つ目は、31年度より、基金経理から業務等経理への繰り入れを本格的に始めるということ。

2つ目は、今後、実施する事務あるいはシステム改修にかかる経費、これも基金経理で賄うということ。

3つ目ですけれども、事業収支を改善するために、今回、基金経理の収入を増加させるための方策というものを考えてございます。

この3つについて御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速ですけれども、4ページ目、これは、課題でございます。

まず、業務等経理の支出面でございます。

真ん中に運用費用が載っているわけですけれども、25年から30年まで増えてきております。

内訳を見ますと、事務費が増加しておる一方、人件費あるいは一般管理費はほぼ横ばいでございます。

事務費のさらに内訳になりますけれども、加入事務手数料は26、27年と単価の引き下げを実施してきております。

これによりまして、増加はしているのですけれども、増加のペースは一定程度抑えられていると考えております。

下に参考として、25年と29年の、例えば、一番下、在籍件数の増加率、130%増加しているわけですけれども、事務費は117%、加入手数料が112%と若干低くなってございます。

続きまして、5ページ目でございます。

今度は、業務等経理の収入、これは、業務等経理を支える4つの財源があるわけですが、それぞれ4つの財源がどのような状況になっているのかということを簡単に御説明いたします。

まず、出資金運用益でございますが、これは、利回りの低下によりまして、25年に12億あったものが、29年は半減しております。さらに、30年度は3分の1近くに落ち込む見通しでございます。

その次の一時貸付金事務費でございますけれども、これは、一時貸し付け、先ほど申し上げましたけれども、事務経費、これは実費相当を繰り入れております関係上で、この収支には直接影響はしません。金額もそれほど大きくないのですけれども。

その次、異常危険準備基金、これは、急に倒産が多発して、それによって貸し付けが急増した場合に備えた基金でございます。

これまで、22年から29年の間で80億近く取り崩しをしてきたわけですけれども、それによりまして、中小機構が試算するリスクバッファーとしての限界値、138億円でございますけれども、それに近いところまで、今、来ております。

したがって、31年度から取り崩しができない状況になってございます。

あとは、運営費交付金でございます。これは、国が交付する資金でございますが、先ほど申し上げましたように、自収自弁の観点から、今後さらに削減される可能性が高いという状況でございます。

このように、運営費用約40億円を賄う財源につきましても、厳しい状況となっております。

続きまして、6ページが「今後の対応」で、7ページ目でございます。

こうした状況を踏まえまして、今後、収支改善にしっかり取り組む必要があるわけでございます。

まず、支出の抑制につきましても、事務費の多くを占める委託団体等に対する加入事務手数料につきましても、先ほど御説明しましたように、26年、27年に既に実施しております。それによって、約5億円程度の削減効果を上げておりますけれども、今後、関係者と協議しつつ、さらなる合理化について検討を行う必要があるのではないか。

2つ目でございますが、システムの老朽化に加えまして、顧客の利便性向上あるいは業務効率化等の観点から、大規模なシステムの改修、事務の見直しもそうですけれども、それを行う必要が生じております。

今後、業務フローの見直しとあわせて、その他の事務経費の節減についても改修と一緒に取り組む必要があると。

3つ目でございますけれども、この事務・システムの改修に関しては、金額はまだ確定しておりませんが、150億から300億円程度の範囲と、現在は見積もっておるわけですが、それについても適切な入札手続等、当たり前のことですが、それを行って、できる限りコストの削減をしていく必要があるということでございます。

続きまして、8ページ目でございます。

これは、収入の改善でございますが、現在、基金経理、1.6兆円の規模でございますが、その運用利回りは0.12%にとどまっております。このため、収入改善に向けた新たな運用の工夫を行う必要が生じております。

今回、低金利下における、これは暫定的な措置として考えたものでございますが、どういふものかといいますと、現状は下の左側です。小規模共済事業の中で融資業務というのがございます。これは、給付経理から年率1%で融資経理に貸し付けを行って、それを契約者に1.5%で貸し付けるという制度でございます。

それを「変更後」のところですが、倒産防止共済の基金経理から0.5、仮と書いておりますが、これは、市中金利並みという意味でございます。それで、融資経理に貸し付けると。そこから先は同じなわけです。

そういう意味では、事業をまたがる資金融通をすることによって、上に白抜きで囲っている部分があるのですけれども、例えば、3000億円をこのスキームで貸し出すとしますと、現在、0.12%で回っているものが0.5%で回るということですので、年間11億円程度の増収になるという試算が出ております。

ただ、この仕組みを実施するためには、貸し付け金利に関する省令の整備あるいは新しい資金の流れが発生しますので、これに関する省令改正を行う必要がございます。

続きまして、9ページ目でございます。

このように、収支改善に取り組むのですが、効果があらわれるまでには一定期間を要すると。

一方、足元の状況、これは運用が困難だという状況が続いたり、あるいは基金の取り崩しができなくなるということでございます。

よって、機構の次期中期計画期間の31年度以降に関しましては、業務等経理に不足分が生じます。

下の試算では、31年度の不足分、赤字で書いておりますけれども、23億円が不足すると。これにつきまして、基金経理からの繰り入れで賄いたいと考えてございます。

また、システム改修費用も基金経理から繰り入れて賄いたいと考えてございます。

以上を御審議いただきたいと考えております。

なお、先に御説明しました小規模共済への貸し付けでございますが、これは、基金経理の中で行われるため、業務等経理の収支に直接影響を及ぼすことはないのですけれども、基金経理の剰余金が減るペース、これを緩和する効果がございます。

次のページでございます。

これは、参考ですが、28年のときに省令改正を行っておりまして、そのときに、基金経理から業務経理へのお金の流れ、それまでは、資金使途が限定されていたものを、その限定を解除しております。

最後のページでございます。

今回、基金経理からの繰り入れを本格化するに当たって、もう一つ省令改正が必要です。

すなわち、今回、繰り入れ財源となる完済手当金準備基金というものがございます。

完済手当金につきましては、共済事業が将来にわたって収支が均衡を保ち、なお、余裕財源が生じていると認められる場合に支給できるという規定がございます。

それを定めている経産省令がございまして、その中で、今回の繰入額を、この計算式の支出項目に位置づけるという改正が必要になってございます。

以上、雑駁ですが、説明を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、今の資料3の御説明あるいは資料4の当面の課題、今後の対応についての御質問、御意見、いずれでも結構ですので、お気づきの点を御発言いただければと思います。

荒牧委員、どうぞ。

○荒牧委員 御説明ありがとうございます。

本日の審議事項ということで、まず、①の基金から業務等経理への繰り入れを開始することに関しましては、もちろん自助努力というか、それで賄えないものについて自収自弁

ですか、その概念から補填というか、振りかえを行うこと自体は、異論はございませんが、事前の御説明のときにも申し上げたのですけれども、2点ほど、今後、検討を要すると考えておる事項がございます。

まず、1つ目は、振りかえの金額の上限といたしますか、無制限でいいのかどうかということです。

先日、お聞きしましたときには、特にそういうことに関しては、まだ、検討されていないということでしたけれども、やはり、一定のルールを設けて、例えばですけれども、業務等経理で赤字を出さないとか、何か一定の線引きがありませんと、無制限に振りかえていいということになると、特別勘定みたいなものを設けている意味合い自体が余りなくなってきますし、また、説明責任の観点からも難しいと思います。

ですので、例えばですけれども、そういう当期純損失を出さないという一定のルール、それが、例えば、百万単位なのか、千万単位なのか、億円単位の概算で振りかえるのかとか、その辺はテクニカルな問題なのですけれども、考え方として、それは整理しておく必要があるかなと思います。

2点目なのですけれども、②で言っているシステム改修に関する経費も繰り入れ財源で賄うということなのですが、現状の会計処理を、この間、お聞きしましたら、振りかえの金額というのは、いわゆる貸借対照表の債務ではなくて、全額入金時に損益計算書の、振りかえの収入のような科目で一括して受けるということなのです。

それで、通常の期間費用というか、運営費用的なものであれば、出ていく費用をPLというか、損益計算のほうで受けるということでは何ら問題はないと思うのですけれども、システムに関しましては、まず、現金の支出が先行して、建設仮勘定のような形で、多分、数年残ります。

そうしますと、いわゆる減価償却費が発生しない、要は費用が全く発生しない状態で、一括10億とか20億とかという、要は収入だけが出てきます。

そうしますと、キャッシュの動きに合わせて収入が上がってしまうために、本来の適正な財務報告という観点から言うと、物すごくゆがんだ形で財務報告がされてしまいます。

ですので、少なくとも、建設仮勘定に置いているうちは、収入として発生させない、期間費用として、ソフトウェアの償却費が発生した時点で、それを取り崩していくような、収益と費用の期間対応的なことを取り入れていかないと、適正な財務報告という点では、かなり問題が生じてしまうのではないかと考えております。

ですので、今あるやり方に加えて、システムに関しては、財務報告への影響も極めて大きいですので、ぜひ、新しいやり方を御検討いただければと思っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

事務局からは、何かコメントはありますか。

○佐藤経営安定対策室長 2点御意見をいただきました。



1つは、繰り入れの上限でございます。これは、我々も野放図にどんどん繰り入れていくということを考えているわけではございません。

委員がおっしゃられましたように、まずは、当期の損失、これを埋めるというような形で上限といいますか、繰り入れのルールのようなものを設けることになろうかと思われま

す。

2つ目のシステムに関しましては、まだ、金額もこの段階では固まっていないということもあるのですけれども、おっしゃるように、かなりの金額が必要になりますので、どういうタイミングで資金を移動するのかと、その辺は、これからシステムの詳細の検討を行う中で資金の移動につきましても、あるいは会計の処理につきましても、専門家の方の御意見を聞きながら勉強をしていきたいと考えております。

以上です。

○山本委員長 荒牧委員、よろしいでしょうか。

○荒牧委員 はい。

○山本委員長 それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 私は、質問なのですけれども、やはり、システムについてなのですが、国のほうもITとかIOTを推進していく中で、多分、これから事務作業というのが、人からもう少しIT化されていった場合も含めて、この費用に、そうすると、どれぐらいのスパンを考えていて、当然、テクノロジーの進化というのは、我々には予測できない部分がたくさんあるので、どこかでまた修正しなければいけないと思うのです。そうすると、余りがちがちになってしまうと、しょっちゅう審議会とかが必要になるので、だからといって、余り臨機応変にすると、国のことなので、いろいろとたたかれると思いますし、でも、効率化を考えるということもあると思うので、その辺は、どんなようなアイデアをお持ちかなと思って、質問です。

○山本委員長 お願いします。

○佐藤経営安定対策室長 システムのコンセプトは、先ほど御説明しましたけれども、利便性の向上だけではなく、いわゆる業務の効率化、そういったものも考えております。

したがって、IOTをどこまで導入できるのかというのは、これから検討することになろうかと思っておりますけれども、そういう部分も多分出てくるかと思っております。

それと、おっしゃるように、これまで実は何十年も、このシステムに関しては抜本的な見直しをしてこなかったということがあります。それを踏まえて、今後は、ある程度定期的な見直しをすることも必要ではないかと考えております。

その辺につきましても、現段階で具体的なアイデアがあるわけではございませんので、具体的なことは申し上げられませんが、全体的な方向としては、そういうことかなと考えております。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

○伊藤委員 はい。

○山本委員長 それでは、堤委員、お願いします。

○堤委員 ありがとうございます。

私は時間の関係で事前説明を受けてないので、すでに解決していることであれば、申しわけないのですが、2点質問と1点要望を挙げさせていただきます。

まず、1点なのですが、資料3より、現在、ずっと御利用状況が増加のトレンドであるようですが、2020年のオリンピックの後に景気の状態がどうなるか、中小企業の経済団体などでも、2021年というのは非常に見えないと話しています。

つまり、こういった倒産防止共済などは、もうかっているときは、納税よりは、こういった共済で目いっぱい、ある程度準備しましょうということで、中小企業等でも準備を進めます。

ところが、景気が傾きその余力がなくなってきたとしても、皆さんが天高いっぱいかけ続けると考えた上で、これは、契約状況が伸び、非常にデポジットがふえていくという前提の上で、バックオフィスを振りかえるということになるのではないかと考えまたのが、1点目の御質問です。

2点目は、同じ資料の6と7ですが、共済金の貸し付けの実績は、20年をピークに下がっているのに、一時貸付金に関しては、18年以降上がっているということに関して、貸付金額等が上がっている原因は、事務局として、例えば、金利が低いからとか、例えば、要件にかかわらず使えるから、その使いやすさであるとか、利用金額が上がっている理由はなんだと考えられていますか？なぜ、これが上がっていると感じているのか。そもそも、たまるだけたまって、貸し付けがなければ、事務手数料も、圧迫する原因にはならないのではないかと思いますので、そのあたり、何か分析をされていることがあれば、共有をお願いいたします。

最後、3点目、要望ということで、先ほど、伊藤先生もおっしゃられていましたが、特にシステムの部分に関しては、規制改革会議等の中でも、IT戦略室が抜本的に、この国のITシステムということを見直す中で、もちろん、国の省庁と連携することではないかもしれませんが、そこが新しくつくっているシステムと、こちらのほうで機構がつくっているシステムと全然やり方が違うとなると、今回のITの改革に関しては、中小企業まで使えるようにということで、細かな配慮をされている動きもございますので、ぜひ、それと乖離しないようにしていただきということと、やはり、この部分は、納税の部分と密接にかかわってくる場所もあると思いますので、ぜひ、ここに申し込むと、何か税金の部分に反映できるぐらいの、何かバッチシステムがとれるなどのような、単体でスタンドアローンのシステムにならないようにしていただければというところが、3点目、お願いでございます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうからお願いします。

○佐藤経営安定対策室長 まず、繰り入れの今後につきましては、先ほど、荒牧委員から上限はというお話がございまして、それは、単年度的には、収支をとんとんにするという事なのですけれども、では、中長期的に考えてどうなのかということだと思いますが、残念ながら、この段階で、将来的にもずっとこういう形で続けていくのかというのは、例えば、運用環境だとか、変数が結構いっぱいありまして、我々、そこまで先を見通しているわけではございません。制度的にも、5年ごとに法律の見直し期間が来るわけですけれども、直近の見直しは、昨年のでんさいなのですけれども、そうしますと、また、4～5年たちますと、次の見直し期間が来ます。

そのときに、いろんな環境が、今とは変わっている可能性もあります。そのときに、今後の対応の仕方というものを考えるのがいいのではないかと考えております。

そういう意味で、現時点で、今の仕組みをずっと継続するという事を考えているわけではないということでございます。

2つ目の一時貸しが増えている理由は、これは、実際に使っている方に聞いてみないといけないのですけれども、恐らく、金利も0.9%ということで、非常に低いということで、財布がわりと言いますか、そういう形で活用をされている方も多いのではなかろうかと考えております。

最後のシステムの話は、国全体としての方向性みたいなものが、多分、これから出てくると思いますが、それを念頭に置いて、方向性に関しては、それと逆行するようなことにはならないと思いますが、具体的にどこを連動させるのかといったようなことにつきましては、また、これから詳細な検討を進めていく中で調整していきたいと考えております。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

○堤委員 ありがとうございます。

○山本委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 ありがとうございます。

資料3のほうの8ページに、決算が出ているかと思うのですけれども、私は、こういったいろんな費用支出というのを運営費のために行うということに当たっては、この貸借対照表で基本的に赤字にならないことというのが一番重要なのではないかと思います。実は不勉強でよくわかっていないのが、負債及び資本の部にあります、倒産防止共済基金という負債項目の計上とか、あるいはその少し下にありますが、異常危険準備金の計上指針だとか、こういうものがどんな根拠を持って設定されているのかということの仕組みがわからないと、今の事業支出に対して将来的に赤字になるか、ならないかというような判断が、ちょっと難しいのではないかなと思います。

私自身は、中小企業倒産防止共済というのは、基本的に連鎖倒産というような共済事由が発生したときに、掛金の10倍を融資した上で、今までの掛金を差引くという意味では、この制度の肝は、回収率90%をクリアーすることということだろうと思っておりますが、去

年の資料だと、90%を少し割っていたかと思うのです。85%ぐらいが累計の平均だと認識しているのですけれども、そういった状態で、この会計基準にのっとって決算をしたときに、今後、考えられているようなことがどのような影響を及ぼすかということに関して、少し御説明をいただけたらと思います。それが1点です。

それと、先ほど、倒産防止共済のほうから小規模企業共済のほうに融資をするというお話があって、これは0.5%でされるという話ですね、例えばということですが、その場合に、今まで小規模企業共済のほうで貸し付けていたものというのが1%だったわけですね。それを0.5%で借りるということで、それを1.5%で加入者に貸し付けるということになると、今まで、さやといいますか、少し言葉は悪いですが、0.5%だったのが、これで1%になって、それは、小規模企業共済のほうにたまるという話になってくると思うのですけれども、そのあたりは、どうお考えなのかということをお聞きしたい、この2点でございます。

○佐藤経営安定対策室長 まず、最初のほうのご質問ですが、従前は、それぞれの経理の中で支弁をしている、そういうお金の流れになっていたわけですが、業務等経理の中で回らなくなってきたということで、今回、完済手当準備基金という基金経理にある基金を繰り入れるということにつきまして御審議をいただいております。ありていに言いますと、この基金以外に活用できるものがないということになってしまうのですけれども、現在、ここに560億の剰余金がストックされておるわけでございます。

ある意味、自収自弁の考え方というのは、これまでは、業務等経理の中で、それぞれの経理の中で自収自弁と言いますか、やりくりをしていたわけですが、それができなくなったということで、その2つの経理の合算をした上でやりくりをしていくと、ある意味、ちょっと今までと考え方を変えないと、この事業は継続していかないという状況ではないかと考えてございます。

それと、小規模共済にお金がたまるというお話なのですけれども、関係者が三者おります。我々の基金経理は、今まで0.12で回していたのを0.5で回るようになりますと。

一方、今まで給付経理から融資経理、これは1%で貸していたわけですが、1%というのは、いわゆる小規模共済事業の中の予定利率である1%を下回らないというルールの中で回っております。

一方、それを受け取った融資経理は、今まで1%だったものが0.5になるということで、基本的には、我々はこの三者がそれぞれ、この新しい仕組みをすることによってメリットが生まれる仕組みになるのではないかと考えました。そのためには、給付経理が、今後、1%以上で回す必要があるわけですが、そういう形で今回仕組みを見直すことによって、機構の中で、それぞれどこにお金がたまるというよりも、こういう新しい仕組みをすることで、それぞれメリットが発生すると、こういった運用ができるのではないかと考えた次第でございます。

○山本委員長 よろしいですか。最後の話は、私も最初に聞いたときは、魔法のような話

だという印象を受けたのですが、どうも、そういうことのようにはあるのですが、小野委員、どうぞ。

○小野委員 共済事由の発生率だとか、過去、どういう推移だったかとか、そのあたりも1つの根拠になるかなということがあります。後ほどでも結構ですけれども、お示しをいただければと思います。

○佐藤経営安定対策室長 承知しました。

○山本委員長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

中小企業倒産防止共済については、よろしいですか。

それでは、よろしければ、続きまして、議題1及び2のほうに戻りまして、小規模企業共済制度のほうに移りたいと思います。

これについても、まず、現状について御報告をいただきまして、その後、当面の課題及び今後の対応について御審議をいただければと思います。

まず、事務局のほうから資料1及び2につきまして、御説明をお願いいたします。

○西垣小規模企業振興課長 では、続きまして、小規模企業共済制度ということで、資料1の現状について、その後、続けて資料2、当面の課題と今後の対応で御説明をさせていただきます。

資料1のほうの1枚目をめくっていただければと思います。初めて、委員になられた方もいらっしゃると思いますが、皆様、御存じの制度だと思いますので、簡潔に説明をさせていただきます。

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主であるとか、会社の役員の方が退職後の生活の安定等を図るための資金として、要は、企業に勤めていらっしゃる方の退職金のような形で積み立てを行う共済制度として始まっております。

下にいろいろと共済事由がございますが、近年でいいますと、例えば、65歳以上の会社役員の方の退任を老齢給付と対応するようにするとか、あるいは事業承継を円滑化するための対応をするとか、そういった形で共済事由を若干いじっておりますけれども、事由によって掛金に対する比率が少しずつ違うということで、そこも含めて選択していただいているということになっております。

この場を借りまして、1点、皆様方に御報告がございまして、昨年度の共済小委員会ですんざん御議論をいただきました付加共済金制度でございまして、制度が始まって以来、初めてのお支払いということで、既に今年度1万人以上の方に付加共済金という形で払われておりまして、堤委員からもどれぐらいですかと言われ、平均値ですけれども、大体二千何百円というぐらいでございまして、ようやく付加共済金の支払いにこぎつきましたことを、改めてお礼を申し上げたいと思います。

2ページ目に行きまして、加入人数は、最近も非常に増えております。その結果としまして、在籍人数も増加しておりまして、資産がたまってきているという状況でございまして、

明確な要因分析ができていないわけではありませんけれども、やはり、この制度、フリーランス等の働き方が増えている中で、会社に勤めない働き方という方が増えますと、小規模企業共済の対象の方が増えているというように認識しております。

次のページに行きまして、小規模企業者数に対して、どの程度の方が共済制度に入っているのかということ、比率は42.5%ぐらいと書かせていただいております。

ただ、若干、この数字、微妙に正確性を期していない部分がございます、小規模企業の場合の役員が入ることになっておりますので、企業数に在籍者数をそのまま掛けると、若干ダブリがありますので、大体4割ぐらいという形で考えていただければと思います。

4ページ目にまいりまして、共済契約者の年齢構成ですが、新規加入者で見ますと、大体40代の方が一番多くて、次いで30代の方が入られている。

それから、在籍者で見ますと、60代の方が約30%、61歳以上で約40%という状況になっております。

実際の経営者の年齢分布等々を考えますと、こういった形になっているのかなと見ております。

次の5ページ目にまいりますと、掛金月額が新規加入者、在籍者それぞれどういふところになっているかということがございますが、オレンジのところ、6万円から7万円の割合が、加入者、在籍者とも4割程度となっております。

これは、この制度が月額7万円、年間84万円というのを上限としまして、所得の控除がされるという制度になっておりますので、掛けられる方は、上の7万円に張りついて掛けていらっしゃるというのが実態かと認識しております。

6ページ目にまいりまして「業種別の在籍者分類」ということですが、サービス業が3分の1、それから、建設業、小売業、製造業が多いと、これは、サービス業の小規模事業者が非常に多くいらっしゃいますので、その割合とほぼ同じような形で在籍者にあらわれていると見ていただければと思います。

次のページにまいりまして「共済金等の支給」でございますが、支給総額は、最近で言いますと、平成20年度の6000億円をピークとして、若干減少している。

また、私どもとしては、この制度の運用という意味で、非常に心配になる部分は解約でございますが、解約手当金は、金額、支給者数とも減少傾向にあるということで、解約者が減っている状況でございます。

また、8ページですが、キャッシュフローで見ますと、単年度で、その年の掛金と、その年に支払われた共済金、この状況がどうなっているかという図でございますけれども、平成26年度以降、掛金収入額が支給額を上回る状況が続いているということで、キャッシュフロー上は、掛金の収入で対応できているところでございます。

これは、加入者増だということが大きく効いておりまして、掛金の収入額が増えている結果だと考えております。

次のページにまいりまして「予定利率と運用利回り」というところでございますが、予

定利率は、上の図の赤い線が、真っすぐずっと1.0%と書いてありますとおり、予定利率1%を、この10年以上継続しているところでございます。

一方で、決算利回りは、上下変動しております、この2年ぐらいは、1%より上が出ているということで、それが利益剰余金にも反映されて、付加共済金の支払いに通じたと考えております。

また、その下の損益と剰余金・欠損金というところでございますが、10年ほど前、1兆円に近い欠損金を抱えておりましたけれども、数年前に回復いたしました、現在は、利益剰余金が出ているという状況です。

続きまして、10ページ目、共済契約者貸し付けの状況でございます。

これは、先ほど、倒産防止共済との関係で少し御議論のあったところでございますけれども、小規模企業共済、この制度も共済の契約者は、自分の掛金の7割から9割の範囲内で事業資金を1.5%で借りられるという制度を有しております。

左側ですけれども、この貸し付け件数が、最近減ってきておまして、大体新規貸付額が、平成29年度で3928億円という状況でございます。

これが、どういうふうに戻っているかというところが右の図なのですが、先ほどの倒産防止共済のところと関連するようになるかどうかということで、現状の制度について御説明をさせていただきたいと思っております。

小野委員からも御指摘がございましたけれども、現在は、貸し付けを行っております融資経理。ここが給付経理という掛金を受け取り、給付金を出している経理から、年利1%で貸し付けられている。ですので、給付経理から融資経理に1%で借りてきて、その融資経理から契約者に1.5%で貸しているというところでございます。

この差がたまっていくのかというのが、先ほどの小野委員の御質問だったかと思っておりますけれども、現状は、この貸し付けにかかる事務費が、0.5%を上回る形で実は出ておまして、大体借入れの1%に対して事務費を乗っけて、若干赤が出るような形で貸し付けが行われているというところでございます。

今回、御了承いただきますと、今度は、ここが倒産防止共済の基金経理から、今、1%と下を書いてありますけれども、ここの部分が0.5%前後ぐらいで借りてくる形になり、ここに貸し付け事務費が乗った上で、1.5%で貸すという制度に変えていこうと考えているところですが、先ほどの小野委員の御質問は、そこの利ざや部分といいますか、そこの差が少し膨らむのではないかと、融資経理にたまるのではないかと御質問だったかと思っております。

これらの経理は、給付経理と融資経理という分類をしておりますけれども、独法なものですから、仮に融資経理にどんどんたまった場合とかは、5年ごとの機構の財産の見直しの中で財務省に返していくといったこととなりますので、本来、共済契約者の資金である給付経理にあります資金に関しては、できる限り給付経理に置いておくものだと、我々は考えておりますので、そこの部分、借りてくる原資と、貸し付け部分の差額が大きくなり、

融資経理がたまるということであれば、そこについては、改めて考えていく必要があるのではないかと受けとめているところでございます。

最後のページは、御参考ということで、毎年付けさせていただいておりますけれども、小規模企業共済についてのBSとPLがでございます。

簡単に最初に御説明をしたほうがよかったのかもしれませんが。と言いますのは、小規模企業共済の場合は、先ほどの倒産防止共済に比べますと、融資経理というものが、もう一つございますので、経理別で見ますと、掛金と給付金を調整しております給付経理と、今の貸し付けのお話をしている融資経理、それから、実際の運営費用等にかかる業務等経理という、この3つの経理に分かれているところでございます。

先ほどのお話は、このうちの給付経理と、融資経理のやりとりの話をさせていただいたところです。

最近の状況で言いますと、先ほど申し上げたような加入者増ということにより、在籍者が増加しておりますので、資産が非常に大きくなっております。

合計あるいは給付経理のところを見ていただければと思いますけれども、資産額が11兆1122億円ということで、昨年度10兆3797億円でしたので、それが伸びております。

あわせて、在籍者が増加しておりますので、責任準備金も増加しております。

今後、付加共済金の議論につながっていきますが、利益剰余金、昨年度1225億円と言っていた部分が2611億円と、現時点においては、利益剰余金は昨年度より出ていると、こんな状況でございます。

以上で、資料1の現状についての御説明を終わらせていただこうと思います。

続きまして、資料2のほうを見ていただければと思いますけれども「小規模企業共済における当面の課題と今後の対応」ということで、資料を準備させていただいております。

小規模企業共済のほうは、昨年、一昨年と非常に大きくいろんな議論をしていただきましたので、1、2、3に関しては、復習だと思っていただければと思います。

まず、1番ですけれども、先ほどの倒産防止共済と重なってきているところでもございますが、運営費用の財源の見通しとして、国から運営費を負担している運営費交付金について一定の削減が行われるという見込みのもとに、この数年、財源をどうするかという議論をしてきていただいたところでございます。

1. の中の2番目の黒ポツですけれども、従来は、業務等経理といったところにある資金を使いながら、実際に足りない部分、運営費用を賄ってきましたけれども、いよいよ来年度、平成31年度には、運営費用が不足するという見通しが、昨年には立っておりましたものですから、業務等経理に給付等経理から繰り入れることで自収自弁の方向性を進めていくということで御了承をいただいていたところでございます。

2ページ目にまいりまして、それとあわせて給付経理から繰り入れるということであれば、運営費用の削減の取り組みを進めようということ、右下の図を見ていただければと思うのですけれども、今、大体60億円ぐらいの運営費用がかかっておりますけれども、こ



の部分削減するという取り組みを随時進めてきたところでございます。

この60億円ぐらいの人件費不足事業費で掛かっている部分のうち、左側の青い部分ですが、今、国のほうから交付金37億円。今までは積み上がっていた剰余金を使って賄って60億円の運営費を回してきたところでございますが、来年度からは、この剰余金が底を突くということで、給付経理から繰り入れをするということに入ってきているというように見ていただければと思います。

また、右側のほうですけれども、人件費の削減に加え、事業費のところにつきましても、代理店、委託団体の手数料であるとか、運営費用であるとか、そこを見直しながら、この額を少しずつ削減してきたという状況でございます。

3番に行きまして、そういった中で、実際に給付経理から業務経理への繰り入れをするということで、業務等経理に繰り入れをするための省令改正というのを平成28年、今から2年前に行っておりまして、あわせて実際に繰り入れをすることになりますと、付加共済金原資の計算が変わり得るということで、昨年度の小委員会の際に、この繰入額を控除することができるような省令改正について、皆様から了承をいただいたと、そういうところでございます。

次のページの4.に行きますが、きょうの審議事項ではないかという点ですけれども、先ほど、倒産防止共済のほうで説明のありました事務システム改善の必要性、これは、小規模企業共済も昭和60年ごろから古いシステムを使っていますので、同様に、このシステムの改修、改善が待ったなしの状態にきているというところでございます。

昨年度、付加共済金を払うに当たっても、このシステム費用の見通し等々議論があったところでございますけれども、いよいよ着手するというところでございまして、ちょうど機構は独法なものですから、5年ごとに中期目標計画を定めております。

下の「審議事項」というところですが、来年からの5カ年計画を定めます、次期中期目標計画において、この事務システムの改善に着手するということについて、いよいよ記載するということにしたいということについて、皆さんに御確認をいただければと思っております。

また、これは、先ほども少し議論がございましたが、このシステム改善の投資に当たって、両方のシステムを合わせて150億円から300億円という、先ほどのような額を見積もっているところですが、この額をどういうふうに経理上処理するかというところで、業務等経理の中に引当金として一定額を積み立てるということがいいのではないかと議論をしているところでございます。

先ほど、荒牧委員からも御指摘がありましたように、どういう形で、このシステム投資の費用を、これから会計上で整理していくかというところは、引き続き検討をしていく必要があると思っておりますけれども、業務等経理の中に、システム改修にかかる引当金を置くとすれば、そのための省令改正が必要となるという状況でございまして、本日、システム改善に着手することと、それにあわせての引当金というものについて業務等経理の中

に設けたいということについて御審議をいただければと思っております。

もちろん、引当金の中にどれぐらい積むのか、先ほどおっしゃられていたように、先に黒が立ってしまうというのはおかしいのではないかといったことも踏まえて、今後、どういう形で引当金額を毎年積み立てていくのかということについては検討をしたいと思います。思っておりますが、小規模企業共済の場合、倒産防止共済もそうですけれども、経理を分けているものですから、実際にシステム開発にかかる部分については、業務等経理の中に置いておくとする、引当金という形で、1つ枠といいますか、箱をつくらないといけないのではないかなというのが、この省令改正ということを申し上げている次第でございます。

最後の5ページ目になります。

ここは、前回、自収自弁に向けて給付経理から業務等経理に、運営にかかる費用を繰り入れるということについて御議論をいただきましたときに、いずれ運営費用が国から出なくなり、全て給付等経理で賄うということになったときに、この小規模企業共済、国の制度としてどういうふうな位置づけだと考えればいいのかということについて御質問をいただきましたので、現状の制度について簡単に書かせていただいております。

まず、一番最初ですけれども、小規模企業共済の予定利率、共済金等の支給額のルールとなります予定利率につきましては、法律の委任を受けて政令で定めております。

ですので、運営費用を見る、見ないということとは別に、幾らかけたら幾ら返ってくるかという支給額については、法令上定めておりますので、その支給額が支払われることについては、法令上担保されていると、この状況は、引き続き我々としても国の制度として考えているところでございます。

また、2点目ですけれども、運用を失敗したらどうなるのでしょうかといった御質問もいただいていたところかと承知しております。

小規模企業共済法あるいはその下の施行規則、省令に基づきまして、この制度を預かっている中小機構のほうでは、共済金の資産の構成に関する基本ポートフォリオの作成であるとか、資産運用の評価、助言等を行うに当たって、外部の有識者により構成される資産運用委員会の設置をしております。その資産運用委員会の意見に基づいて、資産運用の基本方針が策定され、それが施行規則第24条に基づき、基本方針としてしっかり位置づけられていると、こんな制度になっております。

この基本方針に従いまして、中小機構は基本共済金の支給のために必要となる運用収益を確保するために資産運用を実施している。

つまり、資産運用は中小機構がしておりますが、その資産運用に当たっての基本方針については、施行規則という形で、そこに定められておまして、国の関与が引き続きとり行われると、そんな状況になっております。

また、3番目なのですけれども、これは若干余計な話まで書いたかもしれませんが、中小機構という独法が小規模企業共済制度を運用していることによって、「仮に中小機構の財産が何らか毀損したときに小規模企業共済の契約者にとって、何かマイナスになるので

はないでしょうか。」といった御質問もあるかと思っ書いている部分なのですが、中小機構は小規模企業共済以外いろんな業務をやっておりますけれども、中小機構の財産が仮に毀損したとしましても、小規模企業共済の共済金等の額については、機構の財産について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有している。こんな形で小規模企業共済の共済契約者の掛金に関しては、しっかり守られていると、こんな制度になっている点について申し添えたいと思います。

次のページは、簡単に資産運用、今、お話をさせていただいたので、どんな形の基本ポートフォリオかということについて御説明したいと思います。

「自家運用」と書いてございますけれども、資産のうちの81.6%を簿価に基づく長期保有を前提とした、債券を中心とした運用をしております。

したがって、時価が変動しましてもこの簿価運用をしているところは、償還期まで持っておりますので、大きく値減りするということがないような8割強ぐらいの安定運用をしております。

残りの2割の部分につきまして、国内、海外を含みます株式債券による委託運用をしております、ここが2割分ぐらい、このところが時価運用によって、上下に少し変わるという状況でございますが、先ほど資料1のほうでお話をさせていただきましたように、最近の状況としては、利益がプラスで出ているというような運用をさせていただいていると、そんな状況でございます。

以上で、私からの御説明は終わらせていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がありました現状についての御報告あるいは資料2のほうの当面の課題、今後の対応についての部分、どちらでも結構ですので、御意見、御質問があれば、御自由にお出しをいただければと思います。

堤委員、どうぞ。

○堤委員 御説明ありがとうございます。

3点質問をさせていただければと思います。

こちらの小規模企業共済のほうなのですが、そもそもの部分で、これは、兼業、副業の方は、加入はだめなのですね。

○西垣小規模企業振興課長 兼業、副業のやり方によると言ったら変なのですが、まず、原則として給与所得を受けている人は入れないという形になっております。

○堤委員 現状は入れない。

○西垣小規模企業振興課長 はい。

○堤委員 わかりました。ありがとうございます。

では、それを踏まえましてなのですが、御説明の中で、ずっとフリーランスの働き方とか、さまざまな働き方の改革の中で、加入者様のほうもふえてきて、なおかつ7万円の点高に近いところの過半の四万数千円というあたりが平均の掛金であるというところで、非

常にその中で運用が安定していますよという御説明だったのですが、最初の資料の4ページのところの共済契約者の年齢構成を見ながら、先ほどの2021年問題とかも少しふっと頭をよぎったりもしたところもあるのですが、基本的なトレンドとしては、確かにフリーランサーで、小規模企業共済に入られる方は増加すると思っています。

ところが、加入の年齢を見ているときに、今、現状の在籍者で言ったときに、50歳以上の方が3分の2以上を占めていると、7割近い方が50歳以上であると。

では、いつ初めて入ったのですかと見ると、50歳以下の方が、3分の2なので、ここがいい形であればいいなと思っているのですが、少し最近の働き方で考えたときに、例えば、50を過ぎて、定年退職の手前で入りましたと、60前後ぐらいで入りましたと、これは、A事由、B事由、2つ共済が払われるところがあるのですが、おおむねB共済だと15年ぐらい掛金をかけないとだめなのですね。

ということは、60の手前ぐらいで入って、75の手前ぐらいまで頑張りましたと、それで、B共済で抜けるか、もしくは、もういいかねと、自分の会社を畳みますと、A共済で抜けるというのが、ある一定の期間に集中し始めるというようなおそれはないのだろうかということ、何か考えていらっしゃったら事務局から御説明をいただければというところがございます。

あくまで、安定した運用で、ずっとこの後、若い方が入ってくるというところで、先ほど、最初に確認をさせていただいた兼業、副業がオーケーだったら絶対ふえると思っています。別に法改正をしていただいたらいいと思うのですけれども、ただ、給与所得者はだめということになり、シルバー人材も含めて、給与所得という形で、例えば65とか70の定年までとなってきたときに、この加入者の増加というところが保持し続けられるのかということに関して、事務局はどうお考えになっているのかというところがあります。

もう一点は、システムなのですけれども、先ほど、いろいろ、けんけんごうごうありました、倒産防止共済のほうのシステムと何か連動して一緒につくれば、50%でやれるのになと思ったのですけれども、ただ、厳密に言うと、余りかぶる部分はないのかなと思うと、こちら側の個人の中退共でもつくり、もう一方の倒産防止でもつくりと、同じシステム改修をするのに、何か連動してやれて、費用的なものを圧縮することができないのかどうかということに関して、事務局のお考えがありましたらお教えてください。

以上です。

○山本委員長 お願いします。

○西垣小規模企業振興課長 御質問ありがとうございます。2点だったかと思います。

まず、1点目のほう、非常に今の時代を前提とした御指摘だと思います。

フリーランスの方が増えていらっしゃいますというのとあわせて、兼業、副業についてなのですけれども、今、小規模企業共済と同じ控除枠を使ってiDeCoがあるかと思います。給与所得もあり、普通に社会保障の控除も受けている方が、iDeCoで年間の上限はどれぐらいですかというのを見ますと、せいぜい月に1万幾らぐらいで、年間で20万円弱ぐらいが

マックスになっているかと思imasので、給与所得を受けていらっしゃる方が小規模企業共済に入ってきて84万円を使うというのは、さすがに不公平だろうということが前提にはあると。

ですので、給与所得を受けていらっしゃる方たちにとって、この小規模企業共済の道を開いていくというのは、現在の所得控除の、基本的に、これは1号被保険者である国民年金の方たちを対象だと思っておりますので、2号被保険者、3号被保険者の方たちが、ここに流れてくるというのは、社会保険全体のバランス上、ないのだろうなというように見ているところでございます。

一方で、今後増えてくるのだろうかという議論とあわせて、今、入ってきている人たちの年齢というところをどう見るのかというのが委員の御指摘だったかと思imasけれども、よく制度を御存じでいらっしゃるように、何年以上掛けないというところがございまして、iDeCoもそうですけれども、年齢が上にいってから入ると、それほど有利な給付金が出る制度には余りなっていないと。

むしろ、今、ある程度の年齢になられてから入っていただいている方は、所得控除の部分のメリットで入ってくださっているというように認識しておりまして、そうしますと、そのメリットがあるという点においては、入る期間が短いとしても入ってこられる可能性は、まだまだあるのではないかと思っております。

一方で、さらに言うと、委員の御質問と申しますか、御懸念は、恐らく資料1で言うキャッシュフローのところは掛金と給付金のバランスで何とか回っていますと、このことかと思imas。

ですので、ここは、我々も今後の年齢構成を考えたときに、今、入っていらっしゃる方の多くが50代以上ということであれば、今後、給付金が増えてくる時代が来るだろうというところだと思imasので、キャッシュフローの今のような安定的な状況というのは、だんだん変わってくるだろうという懸念は持っております。

ただ、一方で、「給付金はちゃんと払えるのですか。」ということに関しては、まさに積み上げていますとおり、その部分で対応はしていきたいという中での議論でございまして、キャッシュフローをどう回していくかという、資料1で申します、8ページのところ、ここは、従来は掛金収入と共済金支出でマイナスが出ているときにも、基本的に国内債券の簿価で回しているところの利金等の収入という見えるところ、このプラスアルファあるいはそれでもマイナスが出た時期が平成20年、21年のころに若干ありますので、この際には、国内債券が償還された後、新しく買い増すのではなくて、その部分で対応するという形で、大きく自家運用しているところを取り崩すというところに至らないという形で、今まで回してきたところでございまして。

ですので、こういったやり方も含めながら、一番上の緑の欄とピンクの欄で逆転現象が起こったときの対応として、2つほど、まず、水色の部分のバッファがある、更にそれ以上の状況があるかどうかについては、資産運用委員会でも、今後の見通しを見ながら

進めていくところがございますので、そういった形で対応をしていきたいと思っています。それが、1点目でございます。

2点目のシステムのほうで、倒産防止共済と小規模企業共済とで何か相乗効果はないのかと、これは、常に中小機構とは議論をしておりますし、もちろん、制度も違いますし、加入者も違いますので、完全に同じ制度の上に乗るというわけではないと思っておりますが、システムを開発するに当たって、同じような工数があれば、そこは共有するなり、そういったことについては、これから具体的なシステム開発の過程で、相乗効果を出せるものについては出していきたいと、そんなふうに考えています。

以上でございます。

○山本委員長 よろしいですか。

どうぞ。

○堤委員 御説明ありがとうございました。

非常に流動的な部分もあるのですが、以前からお願いをさせていただいていますように、そういった事情があるのであれば、やはり、なおのこと、現加入者の支払いの毎月の上限を今一度もう少し上に上げていただいて、現業の方々のもので回るようにしていかないと、ちょっと厳しい部分もあるのではないかというのが、何となく利用者としては不安材料としてはございますので、ぜひということ意見を意見として申し上げさせていただきます。

以上です。

○山本委員長 どうぞ。

○西垣小規模企業振興課長 前からその御意見をいただいておりますけれども、堤委員の御意見の中には、後から掛け始めてきた方が、十分な老後の資金に積み上げるには、一月7万円という上限では間に合わない、足りないというお話があるかと思えます。我々としても、そのニーズは理解するところなのですが、では、それが所得控除の対象にそのままなのかと、その連関性で考えますと、先ほど申し上げました控除のバランスという税制上の関係で、なかなかすぐにはいかないかなと申し上げておりました、その所得控除の額と切り離して考えてもいいかどうかあたりについても、また、御意見があれば、いただければと思っておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

引き続き、その点は議論をしていきたいと思えます。

ほかに、いかがでしょうか。

大橋委員、どうぞ。

○大橋委員 資料1の10ページの共済契約者貸し付けのところについて、確認で2点ほど質問があります。

先ほど御説明がありましたので、ちょっと聞き逃したかもしれないのですが、貸付金が減っているなというところで、これはどういう現象が起きているのかというのが第1点です。

もう一つは、この前のお話で、小野委員などとのやりとりで、0.5%で貸し付けるというようにをやるという話で、でも、債務不履行みたいなものが起きていたらどうしようというようなことが、ちょっと気にかかったのですけれども、ここの※印で書いてあるところを見ると、基本的には担保をとっているという形で貸し付けをしているということで、余りそこら辺の心配がないという理解でよろしいのかというのが第2点です。

○山本委員長 お願いします。

○西垣小規模企業振興課長 ありがとうございます。

まず、先ほど少しお話をしましたように、小規模企業共済のほうの10ページ目で見ただくと、1%の貸し付けといたしますか、給付経理から借りてきて契約者に貸し付けで、1.5%で貸しているのですけれども、最近減っているのは、やはり、市場金利の影響を受けているところもございまして、その分1.5%という定めを前提にしたときに、貸し付け件数が減ってきているという状況だと分析しているところでございます。

○大橋委員 契約者が、そもそもどういう目的で、これを利用されているのでしょうか。

○西垣小規模企業振興課長 そういう意味でいいますと、まさに金利だけで比較するだけではなくて、本来、借りたい人が考えれば、担保とか保障とか、そういったものにかかる費用も上乘せして考えられるかと思えます。

小規模企業共済の場合は、そもそも自分が支払っている掛金の7割から9割でしか借りられない結果、利率で見ますと、1.5%ですけれども、保障費用とか、担保費用、担保権設定費用とか、それがかからないものですから、そういう中では、この1.5%が有利だと思って借りてくる方が、それなりにいたと。今もそれなりにいると。

ただ、今の金利の中で、そういったプラスアルファを乗っけても、なおかつそっちが有利な方は、そちらに流れていっているのだらうと認識をしております。それが1点目でございます。

2点目は、今のお話の中にも入っておりますが、要は返せなくなった場合には、給付経理の中に積まれている掛金をもって相殺しますので、機構から見ますと、取りっぱぐれのない融資になっているという状況でございます。

ですので、倒産防止共済の別の加入者の方との関係においても、必ず返っていくというところがベースにあるというふうに御理解をいただければと思います。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

○大橋委員 ありがとうございます。

○山本委員長 ほかに、いかがでしょうか。

荒牧委員、どうぞ。

○荒牧委員 最後の会計処理の引当金で対応ということなのですが、減価償却が発生したときに引当金を取り崩して相殺というか、そういうことですね。

通常の企業の場合ですと、最初のシステムに必要な投資資金が収入にはならないので、そういう処理ができるのですけれども、こちらの独法の会計ですと、結局、こういう処理

しか、消去法でいくとないのかなというふうに理解しております。

参考までに、ほかの独法さんで、こういう同じような処理をされているのかどうか、何か事例とか、もし、御存じでしたら。

○山本委員長 前山委員、どうぞ。

○前山委員 私ども従業員のための退職金制度を運用している独法でございますが、今のお話は、システム改修の引当金を積むというお話でよろしいでしょうか。

○荒牧委員 はい、こういうシステム投資とかをされたときに、引当金処理を。

○前山委員 システム改修する資金の会計処理の仕方ということで。

○荒牧委員 今からやろうとしている引当金で。

○前山委員 引当金を使うかどうかですね。

○荒牧委員 はい。

○前山委員 私どもは、年度の計画で、次年度どういうシステム改修をするかという予算を立てまして、年度ごとにその資金をいただいているというので、引当金は使っていないです。

○荒牧委員 分割払いみたいな感じですね、分割で入金ということですね。

○前山委員 年度ごとの入金があつて。

○荒牧委員 選択肢がほかにもあるようでしたら、また、お知らせいただければと思います。

○西垣小規模企業振興課長 はい、勉強をさせていただきます。

私たちも、いきなり一括で資金を積み上げるつもりではなくて、中期目標計画、5カ年計画ということに基づいて、5カ年分割をして、毎年度繰り入れていきたいと考えているところなのですが、もう一つ、小規模企業共済制度の特徴として、付加共済金がございますものから、最初マイナスを立てていって、最後に必要なところをどんとやると、5年間という短い期間ではあるのですが、付加共済金が出る、出ないのところにも影響しますので、少なくとも5年分割という形で積み上げていく方が、一括より良いだろうという判断をしているというところではございます。

ただ、御指摘のあったように、ほかの独法の方式等も、もう少し勉強するべきところはしたいと思います。

○荒牧委員 多分ですけれども、これだけ大規模なシステムなので、追加設計というか、そういう事象も結構出てくるのですね。その金額とかも結構ばかにならなかつたりとかがあるので、そういうときに、毎年のように、例えば、追加で引当金をやって、一方で取り崩すとか、その辺が現実的にどういう処理をされるかなど、もし、事例があれば思っただけです。

○西垣小規模企業振興課長 ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。いろいろまた調査をしていただければと思います。ほかに、いかがでしょうか。



林委員、どうぞ。

○林委員 システム改修の方向性についての要望なのですが、どちらにつきましても、マイナンバーとの連携について、いつか御検討をいただければなと思うところがございます。

特に小規模企業共済につきましては、個人がメインということになりますので、現在も、既に所得控除のデータなどは、順次マイナポータルを使って、年末調整にデータを反映させるような仕組みが整ってきつつあるということ。

3年後は、原則、税と社会保障の一体化でマイナンバーを通して、個人の税金なども、所得控除の金額なども捕捉するような方向性が規制改革会議等の件で出ておりますので、今後、小規模企業共済の掛金、付加金、所得控除の金額、それから、倒産防止のほうの法人マイナポータルとの連携とか、そういう税務上あるいは所得控除上の連携については、これは絶対に必須の仕組みではないかと思っております。先日も少しお話をしたところがございますけれども、金融機関では、いろいろな取り組みが、証券会社などでも捕捉されることになりますので、今後のマイナポータルとの連携で、多分、システムを飛躍的に省力化できるのではないかと感じているところがございます。ぜひ、今後のシステム設計にマイナンバーを中心としたデータ設計などをお考えいただければという要望でございます。

以上でございます。

○山本委員長 どうぞ。

○西垣小規模企業振興課長 ありがとうございます。

済みません。先ほど答えなかったのですが、たしか堤委員からも2020年からの政府のデジタル・ガバメントとの連携というお話があったと思います。

今、中小企業庁で進めていますデジタル・ガバメント。補助金の申請の電子化という方については、マイナンバーではなくて、法人基盤整備システム、法人ポータルの方との連携ということを中心に考えておまして、個人事業主さんであっても、事業主さんであれば、こちらの法人共通認証基盤の方との連携というのものもあるかなというところは考えているところがございます。

一方で、林委員から先週も御意見をいただいていたマイナンバーとの連動性というところに関して、どちらが我々として連携をしやすいかといったあたり、これから考えながらと思っておりますが、いずれにしろ、そういった名寄せのための番号制度ができていの中で、それと無関係に進めていくということは、極めて非効率だと認識しておりますので、検討していきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

先ほどの中小企業倒産防止共済の点に戻っていただいても結構ですけれども、よろしいでしょうか。

どうぞ、宮武委員。

○宮武委員 御説明ありがとうございました。

小規模共済のほうでは、一定の運用をされていて、期待収益率で1.65というのを目指されているかと思うのですが、これは、倒産防止共済のほうで同様に資金を運用するということは考えておられないのでしょうか。

それと、小規模共済の経理のほうに0.5%程度で資金を融通するという話が出ましたが、同じように給付経理のほうに一定額を0.5で融通するということは可能と考えておられるのでしょうか。

2つ質問をしましたのは、倒産防止共済のほうで運用されないとした場合でも、小規模共済のほうに貸し付けをすることで実質運用をするというような選択肢があるのかどうかというのを教えていただければと思います。

○山本委員長 佐藤室長のほうから。

○佐藤経営安定対策室長 済みません、正確に理解をしていないかもしれませんが、まず、倒産防止の運用利回りが、今、0.12というお話を申し上げましたけれども、これをもう少し高くしたいという気持ちはあります。そのために、今は短期の債券が大半なのですけれども、ポートフォリオを見直すというのも、多分やらないといけないかなと思っております。

ただ、当然、制度上、長めのもので運用ができないわけでありますので、その制約の中でさらに努力できないかと考えております。

その前に、融資経理への貸し出しというのは、貸し出しリスクがゼロであり、確実なのですね、今よりも0.3%ぐらい高くなるということで、まず、ここをやると。

それとは別に、今、自家運用というか、倒産防止は自家運用でしかないのですけれども、そのポートフォリオを見直したりとか、銘柄を見直したりとか、期間ですね、そういう見直しは同時並行でやろうと考えております。

○山本委員長 制度上、長期の運用が難しいというところについても御説明をいただいたほうが。

○佐藤経営安定対策室長 資料3の10ページのところですが、平成10年の貸し付け残高がピークのときは、4000億近くになっているのですね。

制度上、10倍貸しという形になりますので、例えば、今、1.5兆円、1.6兆円の積立金があるのですが、仮に全員の取引が倒産した場合は、16兆円を直ちに機構は用意しないといけないという制度でございます。

したがって、先ほど、異常危険準備基金のお話をしましたけれども、あれは、そうした場合に市中から貸し付け原資を借り入れる際の金利の負担に関するリスクバッファとなっております。

このため、積立金を長期運用で塩漬けにするということができない仕組みになっております。現状においては、最長でも5年ものとなっておりますが、ポートフォリオの見直し

の可能性があるかどうかということを含めて検討したいと考えております。

○山本委員長 よろしいですか。共済事由が異なることによって資産の運用の仕方も変わって、その結果、運用利回りが変わってくると。その結果、先ほど私は魔法と言いましたけれども、三方一両得みたいなことが成立するということになっていると、そういうことかと思えます。

○宮武委員 ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今回、事務局から両共済制度について一定の御提案がございました。それにつきましては、幾つか御要望ないし御意見は頂戴をいたしましたけれども、基本的な内容につきましては、大きな御異論はないようにお伺いいたしました。もし、そのような認識でよろしければ、今回の2つの共済制度についての事務局の原案について、当小委員会として了解したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

御異論はないようですので、原案について、委員会として了承ということにさせていただきますと思います。

それでは、ここで奈須野経営支援部長より、御挨拶を頂戴できればと思います。

○奈須野経営支援部長 きょうは、活発な御意見、御議論をいただきましてありがとうございます。

本日の議論は、両共済の共通の課題がございました。1つは、自収自弁に向けた取り組みを具体化していく必要があるということ。

それから、システム改修という大口の費用発生が、これから予想されるということで、それを中小機構の平成31年度から始まる新しい中期計画期間に始めていこうということで、共通する課題を取り上げて議論をさせていただきました。

本日、いろいろ委員の皆様方から御指摘をいただきまして、宿題も幾つかいただいております。きょういただいた議論、それから御指摘を踏まえまして、さらに議論を深めて、また、次の機会に検討結果を報告したいと思えます。

どうもありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、以上で、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

長時間にわたりまして、貴重な御意見をいただき、活発な御意見、御討議をいただきましてありがとうございました。

それでは、これで終了したいと思います。

お疲れさまでした。